

第
1978
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2002年)平成14年 1月30日 水曜日

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 出張費と消費税

Q : 当社では、社内旅費規定に基づき定額で宿泊料や日当を支払うことにしています。この場合の消費税の取扱いはどうなりますか。

A : 国内の宿泊料、日当は課税仕入れに該当します。

【解説】

使用人等が勤務する場所を離れてその職務を遂行するため旅行をし、事業者がその使用人等に支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、その旅行について通常必要であると認められる部分の金額は、課税仕入れに係る支払対価に該当するものとして取り扱われます。

ただ、出張に要する諸経費のうちには、実費精算を行うことや出張に必要なかどうかを判断するのが実務上困難な場合があります。そのため、出張旅費規定を設け一定額を支給するケースも多いようです。そこで、消費税でも、「その旅行について通常必要であると認められる部分の金額」の範囲については、所得税基本通達の例により判定することとされています。

すなわち、旅行の目的地、期間等の個別事情のほか、①使用人等のすべてを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されているか、②同業種・同規模の他の会社が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるかによって判断します。

ご質問の宿泊費及び日当については、旅費規定が上記①及び②に照らして妥当なものであれば、課税仕入れに該当します。

